

岸和田市貝塚市クリーンセンター

長寿命化総合計画策定業務委託

プロポーザル実施要領

平成 28 年 9 月

岸和田市貝塚市清掃施設組合

目 次

1. 目的	1
2. 業務の概要	1
1) 業務名	1
2) 委託期間	1
3) 計画施設	1
4) 契約金額	1
3. プロポーザル参加資格要件	2
1) 参加資格要件	2
4. プロポーザル実施スケジュール	2
5. プロポーザル実施手順	3
1) 実施要領書等の配布	3
2) 参加意思確認書の提出期限	3
3) 質疑書の提出（一次審査、二次審査共通）	3
4) 質疑書の回答	3
5) 一次審査提出書類	3
6) 一次審査（技術提案書提出者の選定）結果通知	5
7) 二次審査提出書類（技術提案書）	5
8) プロポーザル・ヒアリング	6
9) 審査方法	6
10) 審査結果	7
6. 契約の締結	7
7. その他	7
8. 問合せ先・資料提出先	8

1. 目的

本業務は、岸和田市貝塚市清掃施設組合（以下「組合」という。）が設置する岸和田市貝塚市クリーンセンターを良好な管理の下で長期的に稼働させるために、長寿命化総合計画の作成を行うことを目的とする。

本業務は、廃棄物処理事業の特殊性から専門的な知識が必要とされる。

このことから「公募型プロポーザル」により事業者選定を実施する。

なお、本業務は、実績・経験・技術力等に裏付けされた高度の設計能力を有する事業者のみが実施できる業務であることから、プロポーザルに参加する事業者が複数に満たない場合においても当該プロポーザルを実施する。

2. 業務の概要

1) 業務名

岸和田市貝塚市クリーンセンター長寿命化総合計画策定業務委託

2) 委託期間

平成 28 年度

契約締結日から平成 29 年 3 月 31 日まで

平成 29 年度（予定）

平成 29 年 4 月上旬から平成 30 年 3 月 30 日

※当該業務の平成 28 年度以降については、各年度の組合議会での予算成立が前提となるので、業務内容の変更や実施に至らない場合がある。

3) 計画施設

施設名称 岸和田市貝塚市クリーンセンター

施設場所 大阪府岸和田市岸之浦町 1 番地の 2

(1) 焼却施設

焼却設備：ストーカー式全連続式焼却炉

施設規模：531 t/日（177 t/日×3 炉）

(2) 粗大ごみ処理施設

処理能力：41 t/日

可燃性粗大ごみせん断式破碎処理設備

不燃性粗大ごみ回転式破碎処理設備

(3) 資源化处理施設

処理能力：32.6 t/日

びん、缶選別処理設備

ペットボトル選別処理設備

4) 契約金額

平成 28 年度業務委託分は、本組合の平成 28 年度当該業務予算の範囲内とし、岸和田市貝塚市クリーンセンター長寿命化総合計画策定業務委託事業者選定審査会（以下「審査会」という。）で適正であると認めた金額とする。

3. プロポーザル参加資格要件

1) 参加資格要件

次の事項を全て満たしていること。

- (1) 一般社団法人日本廃棄物コンサルタント協会に属していること。
- (2) 岸和田市又は貝塚市の入札参加資格者名簿に登録されていること。
- (3) 地方自治法施行令第167条の4の規定に該当しないものであること。
- (4) 国税及び地方税を滞納していない者であること。
- (5) 参加申込時において、岸和田市又は貝塚市より暴力団排除条例に基づく入札等除外措置を受けていないこと。
- (6) 破産法（平成16年法律第75号）に基づく破産手続の申立てをしていない者又は申立てをされていない者であること。
- (7) 民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立てをしていない者又は申立てをなされていない者であること。
- (8) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立てをしていない者又は申立てをなされていない者であること。
- (9) 大阪府に本社（本店）、支社（支店）又は営業所等を有すること。
- (10) 管理技術者は、平成21年4月から平成28年3月において国又は地方公共団体が発注する、施設規模180t/日以上（全連続燃焼式ストーカ炉に限る）のごみ焼却施設に係る長寿命化総合計画業務の元請としての完了実績があること。
- (11) 管理技術者は、打合せに必ず出席し、説明を行うこと。
- (12) 管理技術者及び照査技術者は、1年以上の直接的な雇用関係にあること。
- (13) 管理技術者及び照査技術者は、技術士法で定める技術士（衛生工学部門：廃棄物関係）の資格取得後5年以上を有すること。

4. プロポーザル実施スケジュール（変更する場合があります。）

- | | |
|--------------------------|---------------------|
| 1) 公告 | 9月20日（火） |
| 2) 参加意思確認書提出期限 | 9月29日（木） |
| 3) 一次審査に関する質疑受付 | 9月29日（木）～10月3日（月） |
| 4) 一次審査に関する質疑回答 | 10月5日（水） |
| 5) 一次審査書類の提出期限 | 10月11日（火） |
| 6) 一次審査（技術提案書提出者の選定）結果通知 | 10月13日（木） |
| 7) 二次審査に関する質疑受付 | 10月13日（木）～10月17日（月） |
| 8) 二次審査に関する質疑回答 | 10月19日（水） |
| 9) 二次審査書類（技術提案書）の提出期限 | 10月25日（火） |
| 10) プレゼンテーション審査 | 11月1日（火） |
| 11) 事業者決定通知日 | 11月7日（月） |
| 12) 契約締結日 | 11月上旬 |

5. プロポーザル実施手順

1) 実施要領書等の配布

実施要領等の配布はPDFにて公表、配布とする。

窓口、郵送での配布はしない。

組合のホームページに掲載するので、随時ダウンロードすること。

(1) 公告日時：平成28年9月20日（火）午前10時

(2) ホームページ：<http://www.kishikai-cleancenter.or.jp/>

2) 参加意思確認書の提出期限

プロポーザルの参加を希望する者は、プロポーザル参加意思確認書（様式1）を組合へ持参すること。

(1) 提出書類：プロポーザル参加意思確認書（様式1）

(2) 提出期限：平成28年9月29日（木）午後4時（持参による）

3) 質疑書の提出（一次審査、二次審査共通）

質疑がある場合は、提出期間内に質疑書（様式2）をメールにて送信すること。

*電話、口頭等による質疑は一切受け付けない。

(1) 提出期限（一次審査）：平成28年10月3日（月）午後4時

(2) 提出期限（二次審査）：平成28年10月17日（月）午後4時

4) 質疑書の回答

提出された質疑事項を全て取りまとめて、回答日に質疑書提出者全てにメールで送信する。回答は、本実施要領の追加または修正として取り扱うものとする。

5) 一次審査提出書類

①	表紙	様式3
②	管理技術者調書	様式4 ・管理技術者は、照査技術者を兼ねることができない ・1年以上の直接的な雇用関係にあることを証明する書類（健康保険証の写し等）を添付すること
③	照査技術者調書	様式5 ・照査技術者は、管理技術者を兼ねることができない ・1年以上の直接的な雇用関係にあることを証明する書類（健康保険証の写し等）を添付すること
④	事業者概要調書	様式6 ・事業者概要について記載
⑤	ごみ焼却施設に係る長寿命化総合計画実績	様式7-1 ・平成21年4月～平成28年3月に国又は地方公共団体が発注したごみ焼却施設に係る長寿命化総合計画実績について記入すること

		と <ul style="list-style-type: none"> ・元請として契約した業務 ・平成 28 年 3 月 31 日までに完了した業務 ・5 件を上限とすること ・施設規模 180 t/日以上（全連続燃焼式ストーカ炉に限る） ・記載した業務については、履行が確認できる書類（完了 TECRIS 登録または契約書の写し及び委託仕様書）を添付すること
⑥	ごみ焼却施設基幹的設備改良事業発注支援業務実績	様式 7-2 <ul style="list-style-type: none"> ・平成 21 年 4 月～平成 28 年 3 月に国又は地方公共団体が発注したごみ焼却施設基幹的設備改良事業発注支援業務実績について記入すること ・元請として契約した業務 ・平成 28 年 3 月 31 日までに完了した業務 ・5 件を上限とすること ・施設規模 180 t/日以上（全連続燃焼式ストーカ炉に限る） ・ごみ焼却施設に係る基幹的設備改良事業発注支援業務とは、ごみ焼却施設基幹改良工事発注仕様書の作成をいう ・記載した業務については、履行が確認できる書類（完了 TECRIS 登録または契約書の写し及び委託仕様書）を添付すること
⑦	一般廃棄物（ごみ）処理基本計画実績	様式 7-3 <ul style="list-style-type: none"> ・平成 21 年 4 月～平成 28 年 3 月に国又は地方公共団体が発注した一般廃棄物（ごみ）処理基本計画実績について記入すること ・元請として契約した業務 ・平成 28 年 3 月 31 日までに完了した業務 ・5 件を上限とすること ・施設規模 180 t/日以上（全連続燃焼式ストーカ炉に限る） ・記載した業務については、履行が確認できる書類（完了 TECRIS 登録または契約書の写し及び委託仕様書）を添付すること
⑧	循環型社会形成推進地域計画実績	様式 7-4 <ul style="list-style-type: none"> ・平成 21 年 4 月～平成 28 年 3 月に国又は地方公共団体が発注した循環型社会形成推進地域計画実績について記入すること ・元請として契約した業務 ・平成 28 年 3 月 31 日までに完了した業務 ・5 件を上限とすること ・施設規模 180 t/日以上（全連続燃焼式ストーカ炉に限る） ・記載した業務については、履行が確認できる書類（完了 TECRIS 登録または契約書の写し及び委託仕様書）を添付すること
⑨	予定している管理技術者のごみ焼却施設に係る長寿命化総合計画実績	様式 8 <ul style="list-style-type: none"> ・平成 21 年 4 月～平成 28 年 3 月に国又は地方公共団体が発注したごみ焼却施設に係る長寿命化総合計画実績について記入すること ・元請として契約した業務

		<ul style="list-style-type: none"> ・平成 28 年 3 月 31 日までに完了した業務 ・5 件を上限とすること ・施設規模 180 t / 日以上（全連続燃焼式ストーカ炉に限る） ・記載した業務については、履行が確認できる書類（完了 TECRIS 登録または担当したことを証明する書類）を添付すること
--	--	---

(1) 提出期限：平成 28 年 10 月 11 日（火）午後 4 時必着で組合に持参すること。（郵送による提出は認めないものとする）

(2) 提出部数

- ・提出書類番号 ①～⑨・・・1 部
（提出書類番号①～⑨ひとまとめに A4 縦長綴）

6) 一次審査（技術提案書提出者の選定）結果通知

一次審査書類を審査後、参加者全てに一次審査結果通知書を送付する。

一次審査通過者は、上位 3 社程度とする。

7) 二次審査提出書類（技術提案書）

①	提案書	<ul style="list-style-type: none"> ・提案内容は任意様式とする ・A4 版（A3 は A4 折り）横書き、左綴じ、両面印刷 ・下記 I～VI ごとに指定枚数以内にまとめる（表紙及び目次は除く） ・文字の大きさは 10.5 ポイント以上とする（図表に用いる文字はこの限りではないが読みやすい大きさとする） ・カラー等の使用は任意とする I 組織体制（A4 片面 1 頁以内） II 業務の実施方針（A4 片面 1 頁以内） III 長寿命化総合計画（A4 片面 1 頁以内） IV 一般廃棄物（ごみ）処理基本計画（A4 片面 1 頁以内） V 循環型社会形成推進地域計画（A4 片面 1 頁以内） VI スケジュール（平成 28 年～平成 29 年）（A3 片面 1 頁以内） 予定業務は、下記のとおりとする 平成 28 年度 長寿命化計画（施設保全計画） 平成 29 年度 長寿命化計画（延命化計画） 一般廃棄物（ごみ）処理基本計画 循環型社会形成推進地域計画
②	見積書	<ul style="list-style-type: none"> ・任意様式 ・見積書は平成 28 年度分と平成 29 年度分を別見積書に記載すること ・消費税及び地方消費税を除いた額で記載すること

(1) 提出期限：平成 28 年 10 月 25 日（火）午後 4 時必着で組合に持参すること。（郵送による提出は認めないものとする）

(2) 提出部数

- ・提出書類番号 ①・・・7 部（A4 縦長綴で A3 は A4 折とする）

・提出書類番号 ②・・・各1部

8) プロポーザル・ヒアリング

(1) 実施日 平成28年11月1日(火)

時間や実施場所等の詳細については、後日通知する。

(2) プロポーザル・ヒアリングの手順等

提出書類等を補足するため、1事業者あたり質疑応答を含め概ね40分(説明20分、質疑20分以内)のヒアリングを実施する。

入室は5名までとする。

説明及び質疑応答は、管理技術者が対応すること。

その際、新たな資料の提出は認めない。

なお、パソコン等を用いてプレゼンテーションを行う場合は、スクリーン、プロジェクターは組合で準備するが、パソコンは応募者が持参すること。

9) 審査方法

(1) 審査会において審査を行ない事業者を選定する。なお、企画提案者が1者のみの場合においても審査を行う。

(2) 本件プロポーザルは、審査会において企画提案者の提案について審査基準に基づいて審査を行い、最も高い評価を得た企画提案者を当該業務の事業者として選定する。

(3) 最高点の企画提案者が複数の場合、見積金額が低い者から順次上位の順位をつける。

(4) 審査に当たっての評価項目は次のとおりとする。

一次審査		
評価項目		評価基準
自 業 者 評 価	事業者の規模	資本金
	過去の業務実績	熱回収施設(施設規模180t/日以上、全連続ストーカ炉に限る)の長寿命化総合計画実績
		熱回収施設(施設規模180t/日以上、全連続ストーカ炉に限る)の基幹的設備改良事業発注支援実績
		一般廃棄物(ごみ)処理基本計画実績
	循環型社会形成推進地域計画実績	
予定している管理技術者の実績	熱回収施設(施設規模180t/日以上、全連続ストーカ炉に限る)の長寿命化総合計画実績	
二次審査・ヒアリング		
評価項目		評価基準
企 画 提 案	組織体制 (A4片面1頁以内)	組織体制や技術対応が十分に確立されているか
	業務の実施方針 (A4片面1頁以内)	業務の目的や業務内容の理解度、具体的な実施方針が示されているか
	長寿命化総合計画 (A4片面1頁以内)	長寿命化総合計画において、具体的・効果的な提案がなされているか
	一般廃棄物(ごみ)処理基本計画	一般廃棄物(ごみ)処理基本計画において、

評	(A4 片面 1 頁以内)	具体的・効果的な提案がなされているか
	循環型社会形成推進地域計画 (A4 片面 1 頁以内)	循環型社会形成推進地域計画において、具体的・効果的な提案がなされているか
価	平成 28・29 年度の業務スケジュール (A3 片面 1 頁以内)	対外的な手続きとの関連、重要なポイントの設定、進捗状況の管理等、業務を円滑・確実に実施することが期待できるか
	ヒアリング・質疑応答	業務を十分に理解しているか、また取組意欲が感じられるか
		質問に対する主旨を理解して応答しているか
見積金額	提案内容をわかりやすく説明しているか	
		適正な見積金額であって、かつ見積金額が低く抑えられているか

*1 提案書の評価は、全選定委員の評価平均点を得点とする。小数点以下になる場合は、小数点以下第 2 位を四捨五入して、小数点以下第 1 位までの点とする。

*2 採点結果が同点の場合は、見積金額が低い応募者を最優秀者とする。
さらに見積金額が同額であった場合、選定委員の投票とする。
なお、得票数も同じ場合は、委員長が投票した事業者とする。

10) 審査結果

審査結果は、二次審査すべての参加者に審査結果通知書を送付する。
審査結果についての異議申し立ては一切できない。

6. 契約の締結

- 1) 審査会において最も高い評価を得た企画提案者を当該業務の事業者とし、業務委託に係る仕様を確定させたうえで、別紙 1 で示す「岸和田市貝塚市クリーンセンター長寿命化総合計画策定業務委託契約条項」を基本とし、本組合と契約の締結をするものとする。ただし、両者が合意に至らなかった場合には次点者との協議を行うものとし、それでも合意しない場合は、契約を締結しない場合がある。
- 2) 業務委託を締結するまでの間に次のいずれかに該当した場合は失格とし、契約の締結を行わないものとする。
 - ①提出された書類に虚偽が判明した場合
 - ②本件プロポーザルに関わる事項において、他の応募者と提案の内容等について相談した場合
 - ③企画提案書の作成にあたり、第三者の著作権を侵害する提案をした場合
- 3) 事業者は、契約締結日までに契約金額の 100 分の 10 以上の契約保証金を納付しなければならない。ただし、債務の不履行により生ずる損害を填補する履行保証保険契約を締結し、当該契約保証保険契約に係る保険証書を提出したときは免除とする。

7. その他

- 1) プロポーザルに参加する費用はすべて応募者の負担とする。
- 2) 提出された書類は返却しない。

- 3) 提出書類等に虚偽の記載が判明した場合は、契約後においても契約を解除し、違約金を要求する事がある。
- 4) 提出書類は、事業者を選定する以外に、応募者に無断で使用しない。
- 5) 企画提案書の提出を辞退しても、これを理由として、以後の指名等において不利益な取り扱いをすることはない。
- 6) 提出書類に記載した管理技術者、照査技術者は、病気など特別な場合や組合が認める場合を除き変更できない。
- 7) 本業務の再委託は認めないものとする。
- 8) 本プロポーザルで選定された事業者は、長寿命化総合計画終了時の業務評価を踏まえ、基幹的設備改良整備事業に係る委託業務の随意契約交渉権を有する予定とする。

8. 問合せ先・資料提出先

〒596-0016 大阪府岸和田市岸之浦町1番地の2

岸和田市貝塚市清掃施設組合

管理課

担当：山本、猪口

TEL：(072)436-5389 FAX：(072)436-4653

電子メール：kanri@kishikai-cleancenter.or.jp